

横浜銀行CDカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）および貯蓄預金について発行した〈はまぎん〉キャッシュ・サービスカード（以下「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関（以下「現金預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動入出金機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預け入れをする場合
- ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「現金支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動入出金機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払い戻しをする場合
- ③ 当行および提携先のうち当行がオンライン自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「カード振込提携先」といい、「現金預入提携先」、「現金支払提携先」、「カード振込提携先」を合わせて「提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払い戻し、振込の依頼をする場合
- ④ 当行の現金自動入出金機を使用して預金間振替をする場合
- ⑤ 当行の現金自動入出金機等を使用した借入取引をする場合
- ⑥ その他当行所定の取引をする場合

2. (暗証番号の利用)

(1) 暗証番号（以下「暗号」といいます。）は、4桁の数字を指定して届け出てください。なお、暗号は、「4桁の同一数字」「生年月日」「届け出の電話番号」等当行の定める指定禁止暗号は指定できません。

(2) 暗号は、前条第2号から第6号に規定するカードの利用にあたり利用するほか、次の場合に利用することができます。

- ① パーソナルコンピューター・携帯電話その他の端末機から、インターネット等を通じて預金口座振替契約の申し込みをする場合
- ② パーソナルコンピューター・携帯電話その他の端末機から、インターネット等を通じてインターネットバンキング、借入取引、はまPay等の当行の各種商品・サービスの申し込みをする場合
- ③ パーソナルコンピューター・携帯電話その他の端末機から、インターネット等を通じてその他当行所定の取引をする場合

3. (預金機による預金の預け入れ)

(1) 預金機を使用して預金に預け入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。ただし、現金預入提携先の預金機使用の場合は、通帳のご利用はできません。また、当行の預金機でも、機種により通帳のご利用ができないものがあります。

(2) 預金機による預け入れは、預金機の機種により当行または現金預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預け入れは、当行または現金預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

4. (支払機による預金の払い戻し)

(1) 支払機を使用して預金の払い戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届け出の暗号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 支払機による払い戻しは、支払機の機種により当行または現金支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払い戻しは、当行または現金支払提携先所定の金額の範囲内とします。

(3) 1日あたりの預金の払い戻しができる限度額（以下「カード利用限度額」といいます。）は、当行所定の金額の範囲内とします。なお、書面その他の当行所定の方法により、1日あたりのカード利用限度額について変更の申し出があり当行がその申し出を承認した場合は、その申し出の金額の範囲内とします。ただし、この場合も現金支払提携先の支払機使用の場合は、当行所定の金額を上限とします。

(4) 支払機を使用して預金の払い戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機

利用手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額をこえるときは、その払い戻しはできません。

5. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払い戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届け出の暗号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払い戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。なお、預金の払い戻しについては、前条によるものとします。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を利用して預金の預け入れをする場合、支払機または振込機を使用して預金の払い戻しをする場合には、当行および提携先所定の預金機・支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。また、振込機を使用して振込をする場合には、当行およびカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預け入れ時または払い戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預け入れまたは払い戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払い戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払い戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

7. (現金自動入出金機による預金間振替)

- (1) 当行の現金自動入出金機を使用して預金間振替をするときは、現金自動入出金機に払い戻し口座のカードおよび入金口座の通帳を挿入し、届け出の暗号と振替金額をボタン等により操作してください。この場合、払い戻し口座の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。なお、預金の払い戻しについては、第4条によるものとします。
- (2) 現金自動入出金機による預金間振替の1回あたりの金額は、当行が定めた範囲内とします。
- (3) 現金自動入出金機の操作を完了した後は、この預金間振替の取消はできません。取消を必要とする場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。

8. (代理人による預金の預け入れ・払い戻しおよび振込)

- (1) 代理人〔配偶者（同性パートナーを含む事実婚の相手方を含む）、親、子に限ります〕による預金の預け入れ・払い戻しおよび振込の依頼をする場合には、ご本人から代理人の氏名、暗号を届け出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込機操作の際に特に指定したときを除き、振込依頼人名はご本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

9. (預金機・支払機・振込機故障時等の取り扱い)

- (1) 停電、故障等により当行の預金機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより預金に預け入れをすることができます。なお、現金預入提携先の窓口では、この取り扱いはしません。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障等の取り扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより預金の払い戻しをすることができます。なお、現金支払提携先の窓口では、この取り扱いはしません。
- (3) 前項による払い戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届け出の暗号を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により当行の振込機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取り扱いはしません。

10. (カードによる預け入れ・払戻金額等の通帳記入)

カードにより預け入れた金額、払い戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の預金機、当行の支払機、当行の振込機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。

11. (暗号照合等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードで

あることおよび入力された暗号と届け出の暗号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払い戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、当行所定の方法により届け出の暗号との一致を確認のうえ取り扱います。

- (2) 第2条第2項各号の場合には、当行は入力された暗号と届け出の暗号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ取り扱います。
- (3) 前2項により、ご利用時に使用された暗号と届け出の暗号との一致を当行所定の方法により確認して取り扱った場合には、暗号につき盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行はいつさいの責任を負いません。

12. (カード・暗号の管理等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。
- (2) カードを紛失した場合、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行所定の方法により届け出てください。この届け出を受けたときは、ただちにカードによる預金の払い戻し停止の措置を講じます。
- (3) 暗号は他人に推測されやすい数字の指定を避け、他人に知られないよう管理してください。
- (4) 暗号を他人に知られた場合には、すみやかに当行所定の方法により暗号の変更を届け出てください。

13. (偽造カード等による払い戻し等)

偽造または変造カードによる払い戻しについては、本人（個人のお客さまに限ります。以下、本条において同じです。）の故意による場合または当該払い戻しについて当行が善意無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を預金店に提出し、カードおよび暗号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

14. (盗難カードによる払い戻し等)

- (1) カードの盗難にあった場合には、当行所定の方法により届け出てください。
- (2) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払い戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人（個人のお客さまに限ります。以下、本条において同じです。）は当行に対して当該払い戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への届け出が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (3) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ届け出が行われた日の30日（ただし、当行に届け出することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であり、かつ、本人に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (4) 前2項の規定は、第2項にかかる当行への届け出が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (5) 第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払い戻しが行われたことについて当行が善意無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって当該払い戻しが行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してカードが盗難にあっ

た場合

15. (届け出事項の変更等)

- (1) 氏名、代理人、暗号その他の届け出事項に変更があった場合には、ただちに本人から当行所定の方法により届け出てください。
- (2) 暗号の変更は、前項によるほか当行の預金機・当行の支払機・当行の振込機を使用して、随時行うことができます。預金機・支払機・振込機を使用して暗号の変更をする場合には、預金機・支払機・振込機の画面表示等の操作手順に従って、カードを挿入し、届け出の暗号を正確に入力してください。

16. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

17. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の預金機、支払機および振込機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

18. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを預金店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい、ただちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。
 - ① 第19条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預け入れまたは払い戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
- (4) 前項によりカードの利用が停止され、その解除を求める場合には、通帳および届け出の印章を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

19. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

20. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金取引規定、総合口座取引規定、貯蓄預金取引規定および振込規定、カード振込提携先の振込規定により取り扱います。

21. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(I Cカード特約)

本特約は、普通預金および貯蓄預金について発行した I Cキャッシュカード (従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様の I Cキャッシュカードとしての機能 (以下「 I Cチップ提供機能」といいます。)) の利用を可能とするカードのことをいいます。)) を利用する際に適用される事項を定めるものです。次によるほかは横浜銀行 C Dカード規定により取り扱うものとします。

1. (I Cチップ提供機能の利用範囲)

I Cチップ提供機能は、この機能の利用が可能な預金機、支払機、振込機 (以下「 I C対応機」といいます。)) を利用する場合に提供されます。

2. (I Cキャッシュカードの利用)

- (1) 当行の一部の預金機、支払機、振込機では、ICチップ提供機能を利用できません。
- (2) 横浜銀行CDカード規定第1条に定める提携先には、ICキャッシュカードの利用できない預金機、支払機、振込機を設置している金融機関等があります。この場合、当該預金機、支払機、振込機ではICチップ提供機能を利用しない取引となります。また、一部提携先ではICキャッシュカードの利用できる支払機、振込機を設置している場合でも、ICチップ提供機能を利用できない場合があります。

3. (1日あたりのカード利用限度額)

当行は、支払機、振込機を利用した1日あたりのカード利用限度額について、ICチップ提供機能を利用した場合と、横浜銀行CDカード規定第4条第3項に定めるICチップ提供機能を利用しない場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

4. (有効期限)

- (1) カード表面下部に有効期限の表示がないカードには有効期限がありません。
- (2) カード表面下部に有効期限の表示があるカードについては、有効期限を年(西暦の下2桁)、月の順に記載しており、当該月の末日までを期限とします。なお、本カードの有効期限が到来する時は、新たに期限のないカードをあらかじめ交付します。有効期限を経過したカードは使用できません。期限切れのカードは、本人において破棄していただくものとします。

5. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(ICカード生体認証特約)

本特約は、当行所定のICキャッシュカードおよびICバンクカード(以下あわせて「ICカード」といいます。)で生体認証による取引を行う場合に適用される事項を定めるものです。次によるほかは、横浜銀行CDカード規定、横浜バンクカード会員規定、ICカード特約および《ICバンクカードの特約について》により取り扱うものとします。

1. (生体認証)

- (1) 生体認証とは、あらかじめICチップ内に登録された、お客さまの生体情報(指静脈情報)をパターン化した生体認証情報(以下「生体情報」といいます。)と、お客さまの指の静脈パターンを照合して本人確認を実施する方法をいいます。
- (2) ICカードのうち生体認証機能を搭載したものを生体認証機能付ICカードといいます。また、生体認証機能付ICカードのICチップ内に生体情報を登録したICカードを生体認証対応ICカード(以下「生体ICカード」といいます。)といいます。

2. (生体情報の登録)

- (1) 生体認証取引は、当行所定の方法で生体認証機能付ICカードの交付を受けた後、当行国内本支店窓口にて当行所定の方法で生体認証機能付ICカード上のICチップ内に生体情報を登録することにより可能となります。なお、登録の際、本人確認書類その他当行所定の書類を提出するものとします。
- (2) お客さまの生体情報(指静脈パターン)は、お客さまが所持する生体ICカード上のICチップ内に暗号化して保管し、銀行のシステムや端末等には保管いたしません。

3. (生体ICカードの利用)

- (1) 生体ICカードでは、ICチップ提供機能の利用が可能な預金機、支払機、振込機(以下「IC対応機」といいます。)で生体認証に対応しているIC対応機において、生体情報の照合を行い、その同一性を確認し、入力された暗号と届け出の暗号とが一致することを確認したうえで、払い戻し、振込、振替、借入、各種照会、暗号の変更その他当行所定の取引を行います。また、当行の窓口に設置した認証装置において、生体情報の照合を行ったうえで、別途当行所定の方法により生体認証取引を行うこともできます。
- (2) 横浜銀行CDカード規定第1条、横浜バンクカード会員規定第4条に定める提携先(以下「提携先」といいます。)の生体認証に対応しているIC対応機においても生体認証取引を行うことができます。

4. (生体情報の変更・削除)

登録された生体情報の変更、削除を行う場合は、当行所定の方法によって当行に届け出るものとします。当行は本人確認等、所定の手続きを行ったうえで、変更、削除を行います。

5. (カードの更新または再発行時の生体情報に関わる手続き)

カードの更新や再発行により、新たに生体認証機能付 I Cカードが発行された場合、旧生体 I Cカードは返却するとともに、すみやかに第 2 条の定めにより、生体情報の登録を行ってください。生体情報の登録を行わない場合は、生体認証取引を行うことができません。

6. (1日あたりのカード利用限度額)

当行は、支払機、振込機を利用した 1 日あたりのカード利用限度額について、生体認証機能を利用した場合の当行所定の限度額を定めるものとします。

なお、提携先の生体認証に対応している I C 対応機において生体認証取引を行う場合の 1 日あたりのカード利用限度額は、横浜銀行 CD カード規定 (I C カード特約)、横浜バンクカード会員規定 (I C バンクカード特約について) に定める I C チップ提供機能を利用しない場合の限度額とし、かつ当行所定の金額を上限とします。

7. (代理人等による生体 I C カードの利用)

(1) 当行所定の手続きにより、I C キャッシュカードの代理人および I C バンクカードの家族会員 (以下まとめて「代理人等」といいます。) に生体認証機能付 I C カードを発行します。

(2) 代理人等が生体認証取引を行う場合、代理人等の生体情報を登録することにより生体 I C カードとして利用可能となります。なお、登録の際、代理人等の本人確認書類その他当行所定の書類を提出するものとします。当行が代理人等の確認を相応の注意をもって行ったうえは、本人が指定された正式な代理人等として、当行は生体情報の登録をいたします。

8. (個人情報取り扱いの同意)

本人および代理人等は、当行との間で生体 I C カードを用いて取引するにあたり、当行が生体情報による本人確認を行うため、以下について同意するものとします。

- ① 本人および代理人等の生体情報を生体 I C カード上の I C チップ内に記録・保管すること。
- ② 本人および代理人等の申し出により、以下の場合について、当行が本人および代理人等の生体情報を取得・利用すること。
 - A I C チップ内に生体情報を登録する場合
 - B 生体情報の照合を行う場合
 - C I C チップ内に登録された生体情報を変更、削除する場合
- ③ 本人および代理人等が、生体 I C カードを用いて、払い戻し、振込、振替、借入、各種照会、暗号の変更その他当行所定の取引を行うときに、当行が本人および代理人等の生体情報を利用すること。

9. (特約の変更)

(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上